

固定資産税に関する証明書等の変更について

春日部市では、令和7年8月12日（火）から、基幹系システムの標準化に伴い、システムで発行する証明書の名称や様式等が変更となります。証明する内容や手数料に変更はありません。

◇ 名称の変更

変更前（これまで）	変更後（R7.8.12 から）
土地評価証明	固定資産（土地・家屋）評価証明
家屋評価証明	
土地公課証明	固定資産（土地・家屋）公課証明
家屋公課証明	
土地公租公課証明	
家屋公租公課証明	
土地所有証明	資産証明
家屋所有証明	
土地台帳記載事項証明	台帳登録登記事項証明
家屋台帳記載事項証明	

◇ 様式の変更

固定資産税課税台帳（土地・家屋・償却資産）兼名寄帳は下表のとおり変更となります。

	変更前（これまで）	変更後（R7.8.12 から）
サイズ	A 3	A 4
記載件数	1 枚につき 2 0 件まで記載	1 枚につき 4 件まで記載
手数料	1 枚 3 0 0 円 （2 枚目以降も 1 枚 3 0 0 円）	5 枚まで 3 0 0 円 （6 枚目以降も 5 枚ごとに 3 0 0 円）